

北海道の信書便事業の状況と 許可申請手続等について

平成23年6月29日(水) 於 釧路市
総務省 北海道総合通信局 信書便監理官
〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
tel 011-709-2311(4684) fax 011-709-2481
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/>

目次

信書送達の事業類型	1
北海道内の特定信書便事業者の参入状況	2
北海道内の特定信書便事業者の利用状況	5
信書便による送達が可能となった行政手続き	6
特定信書便事業の規律	7
特定信書便事業許可について	8
信書便約款について	11
信書便管理規程について	13
信書便法令以外の所要の	15
事後開始後の手続	16
事後的な監督	17
事業許可申請から事業開始まで	18
FAQ	19

信書送達の事業類型

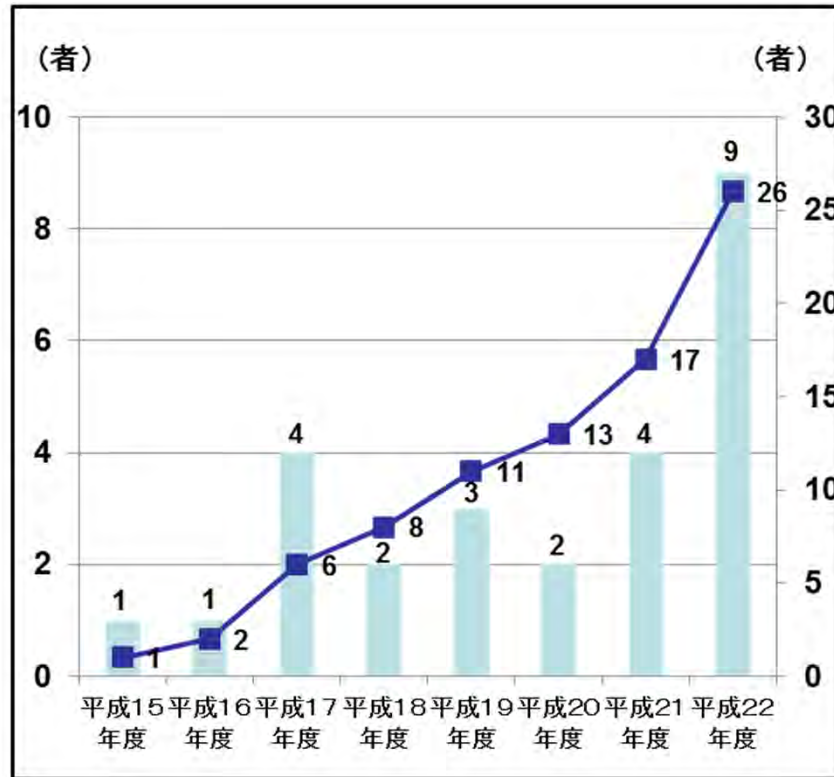
平成15年4月以降

郵便事業株式会社 (旧郵政公社)	・ユニバーサルサービスの提供責務	}	競争
一般信書便事業者	・全ての信書への参入が可能 ・全国送達義務あり		
特定信書便事業者	・特定の信書について送達可 ・全国送達義務なし		
その他の事業者	・送達禁止		

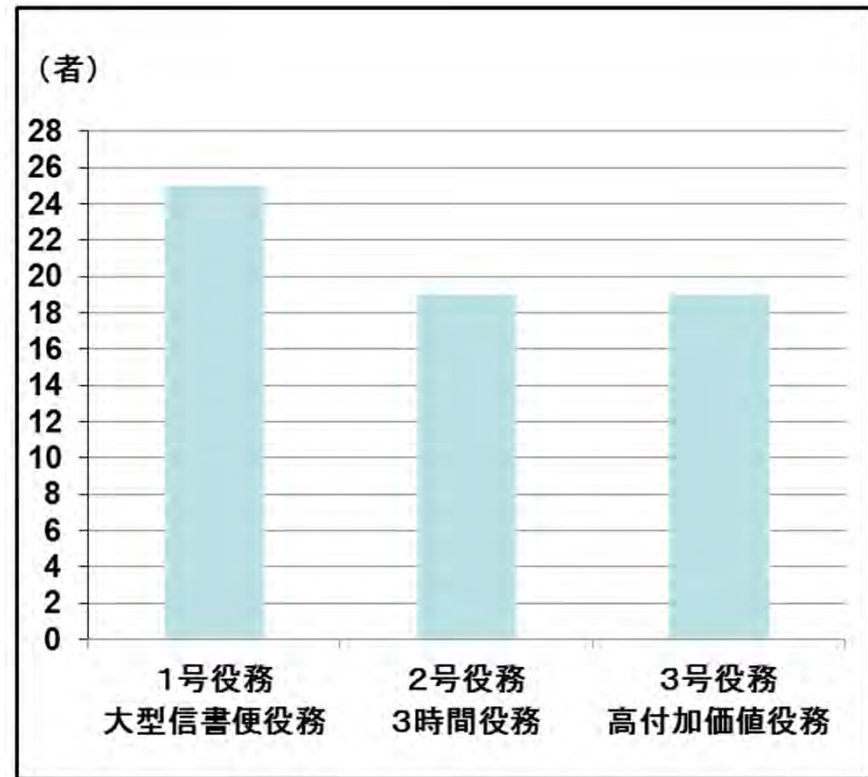
北海道内の特定信書便事業者の参入状況①

平成23年3月末現在

年度別事業者参入状況



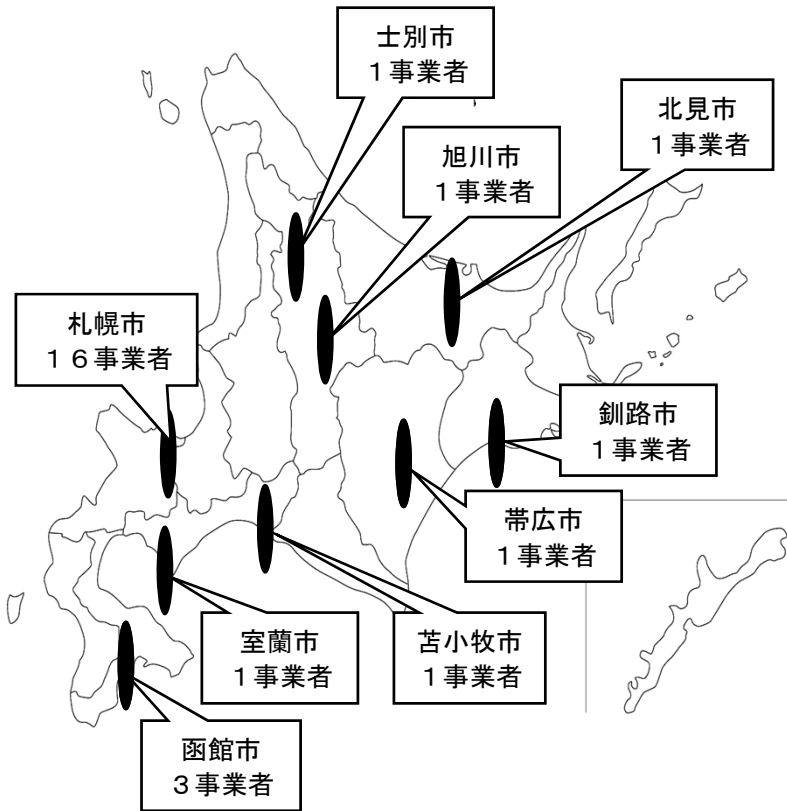
役務別提供事業者数



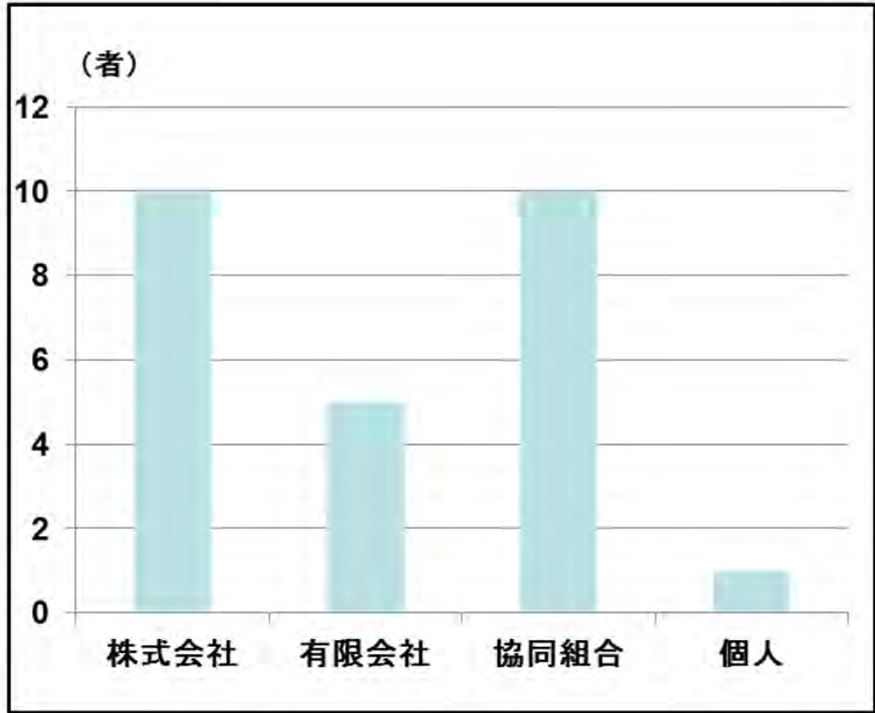
北海道内の特定信書便事業者の参入状況②

平成23年3月末現在

所在地別事業者数



経営形態別事業者数



北海道内の特定信書便事業者の参入状況③

平成23年3月末現在

事業者名	所在地	事業（役務）	許可年月
(有) 札幌郵送	札幌市白石区	① ② ③	平成16年 3月
毎日軽自動車運送事業協同組合	札幌市白石区	① ②	平成16年12月
(株) セイコーフレッシュフーズ	札幌市白石区	①	平成17年 6月
(有) オクノ物流	函館市	① ③	平成18年 3月
キューター (株)	函館市	①	平成18年 3月
(株) 土別ハイヤー	土別市	① ③	平成18年 3月
ヴィング運送協同組合	札幌市白石区	① ② ③	平成18年10月
共通運送 (株)	札幌市白石区	① ② ③	平成19年 2月
赤帽タカノ運送店	札幌市手稲区	① ② ③	平成20年 3月
(株) 富田通商	北見市	① ②	平成20年 3月
心陽軽自動車運送協同組合	札幌市厚別区	① ②	平成20年 3月
(有) マルケー物流	札幌市厚別区	① ② ③	平成20年 4月
(有) 札幌こどものくに社	札幌市北区	② ③	平成21年 3月
北ガスサービス (株)	札幌市中央区	① ②	平成21年 7月
下村速配有限会社	札幌市白石区	① ② ③	平成21年11月
札幌急配株式会社	札幌市手稲区	① ③	平成21年11月
大和梱包株式会社	札幌市北区	① ② ③	平成21年11月
赤帽室蘭軽自動車運送協同組合	室蘭市	① ② ③	平成22年 5月
赤帽札幌軽自動車運送協同組合	札幌市東区	① ② ③	平成22年 5月
武田運輸株式会社	札幌市東区	①	平成22年 7月
赤帽苫小牧軽自動車運送協同組合	苫小牧市	① ② ③	平成22年 7月
赤帽釧路軽自動車運送協同組合	釧路市	① ② ③	平成22年 7月
赤帽函館軽自動車運送協同組合	函館市	① ② ③	平成22年11月
赤帽帯広軽自動車運送協同組合	帯広市	① ② ③	平成22年11月
赤帽旭川軽自動車運送協同組合	旭川市	① ② ③	平成23年 3月
北海道総合警備保障株式会社	札幌市	① ③	平成23年 3月

- ① 1号役務：長さ、幅及び厚さの合計が90cm超又は重量が4kg超の信書を送達する役務
 ② 2号役務：信書便物が差し出された時から3時間以内に該当信書便物を送達する役務
 ③ 3号役務：料金が1,000円を超える信書を送達する役務

北海道内の特定信書便事業者の利用状況【札幌市役所】

導入の経緯

- ・ 職員が文書を集配→人員や車両の維持確保が難しい→業務の見直し
- ・ 信書便法の施行(H15年)→特定信書便事業者の事業展開(札幌はH16年)
- ・ 巡回集配として導入(H17年)

利用形態

- ・ 午前 / 午後便 12コース 巡回先箇所数 609箇所
- ・ 文書を仕分けし逡送袋へ詰める(市役所)
- ・ 逡送袋を車両へ積載(特定信書便事業者)
- ・ 区役所・保健センター・学校等で逡送袋の交換(特定信書便事業者)
運行表に指定された順序に巡回
直接受け渡しを行い、各集配施設から受領印を徴収
- ・ 帰庁し逡送袋を市役所へ(特定信書便事業者)

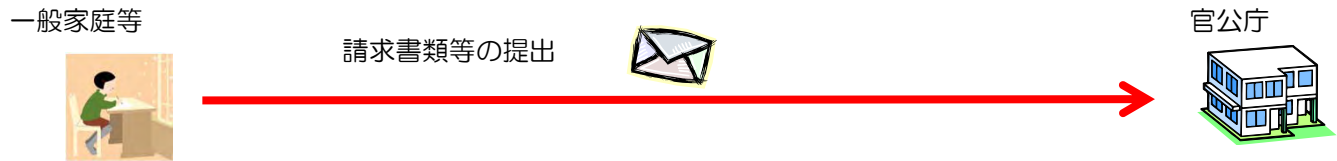
効果

- ・ 情報セキュリティの確保
- ・ 安定した運行
- ・ 業務管理の負担減
- ・ コストの削減

信書便による送達が可能となった行政手続き

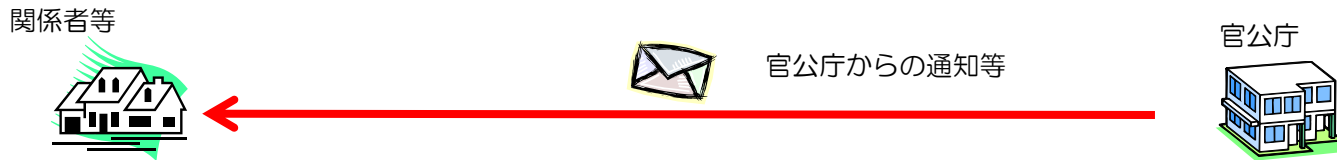
○信書便による官公庁への書類の送達、公的書類の請求等が可能な事例

行政手続	信書便の利用対象	根拠法令
住民票の写し等の交付	住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付	住民基本台帳法第12条第6項
戸籍の謄本等交付	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍法第10条第4項
郵便等による不在者投票	身体障害者手帳あるいは戦傷病者手帳を持っている選挙人で一定の等級に該当する者の投票	公職選挙法第49条第2項
	在外選挙人名簿に登録されている選挙人の投票	公職選挙法第49条の2第1項第2号
国税及び地方税の納税申告書の提出	納税申告書の提出	国税通則法第22条 地方税法第20条の5の3



○官公庁から発する書類の送達に信書便を用いることが可能な事例

行政手続き	信書便の利用対象	根拠法令
税務所長等の発する通知等の送付	還付に関する通知等、税務署や地方自治体が発出する書類の送達	国税通則法第12条
投票所入場券の送付	市区町村の選挙管理委員会が交付する投票所入場券の送付	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第13条第9項



特定信書便事業の規律

1 規律

- 特定信書便事業を営むためには総務大臣の許可が必要（法第29条）
【許可基準】（法第31条）
 - ・ 事業計画が信書便物の秘密を保護するために適切なものであること
 - ・ その他事業の遂行上適切な計画を有するものであること
 - ・ 事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること
- 検閲の禁止・通信の秘密の侵害の禁止（法第4条、法第5条）
- 信書便約款の認可（法第17条）
- 信書便物であることの表示義務（法第20条）
- 還付できない信書便物の措置（法第21条）
- 信書便管理規程の認可（法第22条）
- 業務委託、信書便事業者間の協定又は契約の認可（法第23条、法第24条） 等

2 信書便事業を行うには

総務大臣による

- ① 信書便事業の許可 ② 信書便約款の認可 ③ 信書便管理規程の認可
が必要。

特定信書便事業許可について

特定信書便事業許可申請書

事業計画

特定信書便事業許可申請書に記載すべき事項

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ② 次に掲げる事項を記載した事業計画
 - ・ 特定信書便役務の種類
 - ・ 信書便物の引受方法
 - ・ 信書便物の配達方法
 - ・ 他に事業を行っているときは、その事業の種類 等

信書便事業の許可の基準

- ① 事業計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること
(例) ・ 引受け及び配達の方法が適切なものであること 等
- ② その他事業の遂行上適切な計画を有するものであること
(例) ・ 事業計画が交通法規の遵守に合致したものであること
・ 事業収支見積りの算出が適正であること 等
- ③ 事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること
(例) ・ 事業を実施するための財産的基礎
・ 関係行政庁の必要な許可(例:貨物自動車運送事業法の許可等) 等

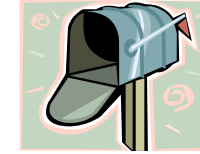
信書便事業の許可の基準

- ① 事業計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること

受取人への手交や確実な受箱投函
(郵便・新聞受箱などへの投函)



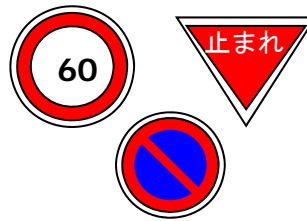
受取人への手交



受箱投函

- ② その他事業の遂行上適切な計画を有するものであること

交通法令の遵守
(3時間以内の送達の役務のみ要記載)



適正かつ明確な収支見積の算出

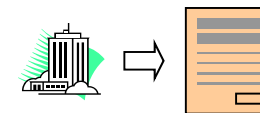


- ③ 事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること

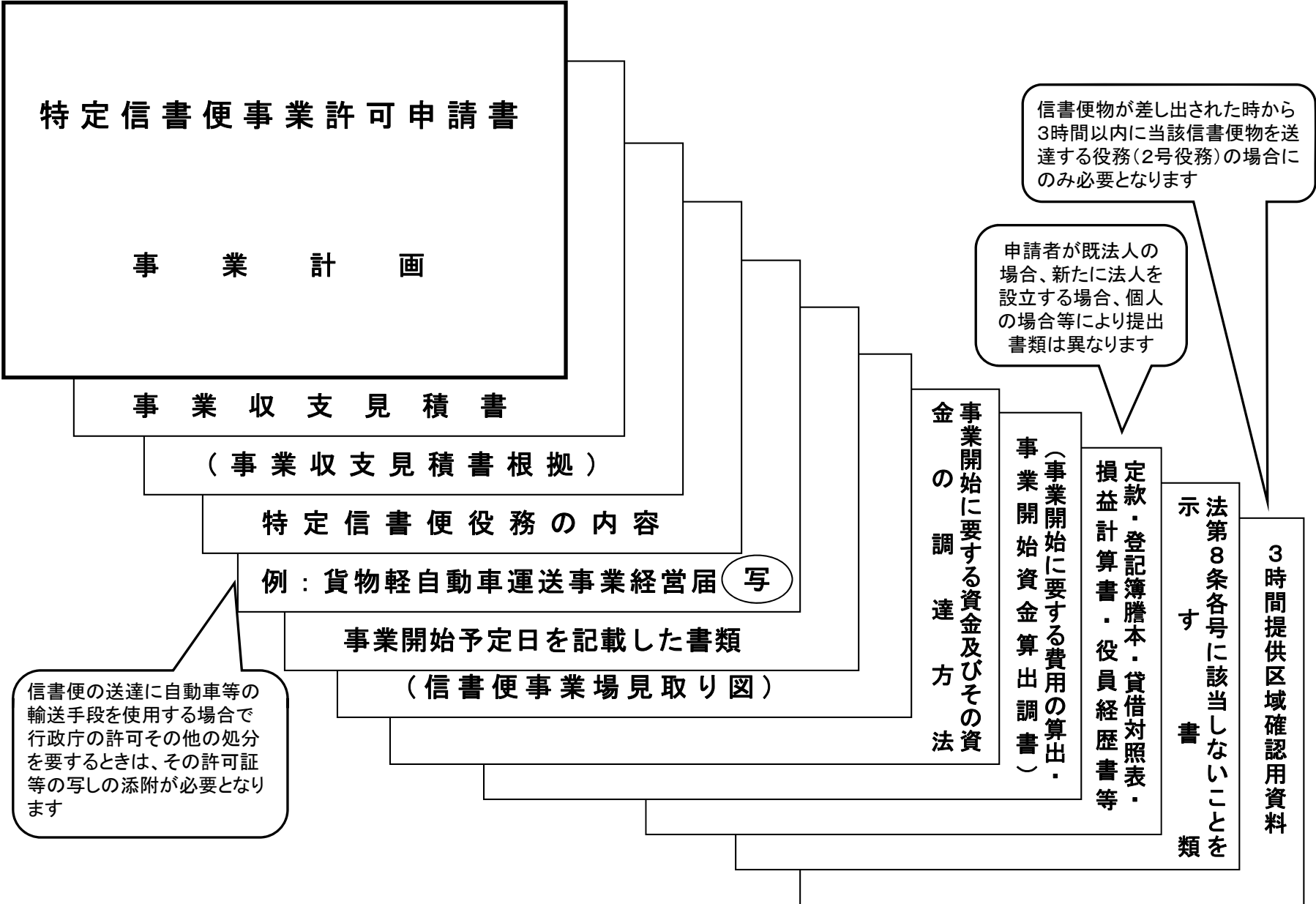
財産的基礎



関係行政庁の必要な
許可など



特定信書便事業許可申請書の添付書類等



信書便約款について

信書便約款設定認可申請書

有限会社〇〇信書便約款

信書便約款に記載すべき事項

- ① 信書便の役務の名称及び内容
- ② 信書便物の引受けの条件
- ③ 信書便物の配達の条件
- ④ 信書便物の転送及び還付の条件
- ⑤ 信書便物の送達日数
- ⑥ 信書便の役務に関する料金の收受及び払戻しの方法
- ⑦ 送達責任の始期及び終期並びに損害賠償の条件
- ⑧ その他信書便約款の内容として必要な事項

信書便約款の認可基準

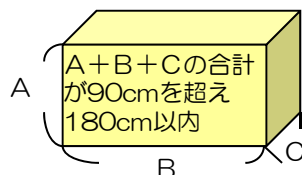
- ① 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の收受に関する事項その他信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること
(例)
 - ・ 提供する役務の名称及び内容
 - ・ 大きさ及び重量の制限、包装の方法など引受け条件
 - ・ 誤配達の際の措置、転送及び還付の条件 等
- ② 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

信書便約款の認可基準

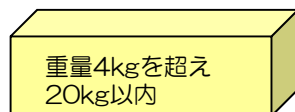
- ① 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項その他信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること

〈大きさ及び重量の制限〉

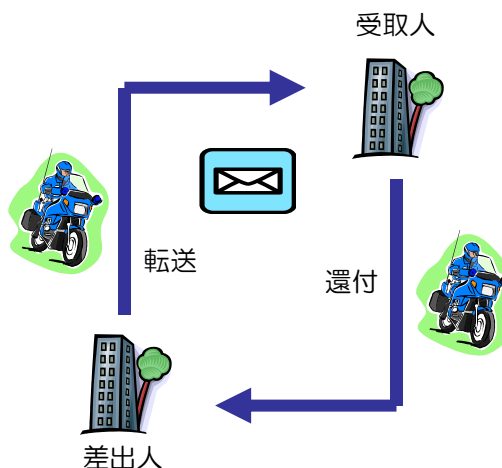
大きさの制限（例）



重量の制限（例）



〈転送・還付の条件〉



〈料金の収受に関する事項〉

差出人から受取（例）



受取人から受取（例）



- ② 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

信書便管理規程について

信書便管理規程設定認可申請書

有限会社〇〇信書便管理規程

信書便管理規程に記載すべき事項

- ① 信書便管理者の事業場ごとの選任及び次に掲げる事項を職務に含むその具体的な職務の内容
 - ・ 信書便の業務の監督
 - ・ 顧客の情報及び信書便物の管理
- ② 信書便物の引受け、配達その他の信書便の業務における信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法
- ③ 事故若しくは犯罪行為の発生又は犯罪捜査時の信書便管理者その他の信書便の業務に従事する者がとるべき報告、記録その他の措置
- ④ 信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施

信書便管理規程の認可基準

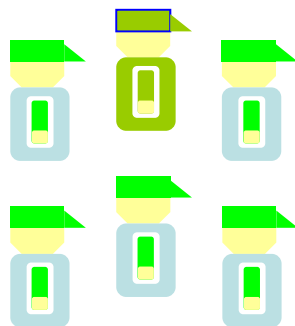
信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適当であること
(例)

- ・ 信書便管理者の選任
- ・ 信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法
- ・ 事故発生時等の措置
- ・ 信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練内容 等

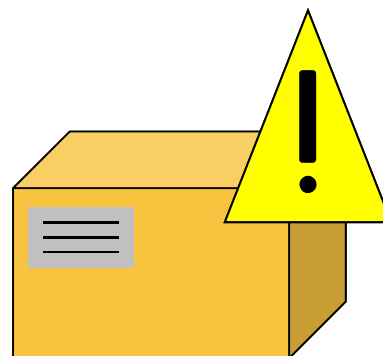
信書便管理規程の認可基準

信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適当であること

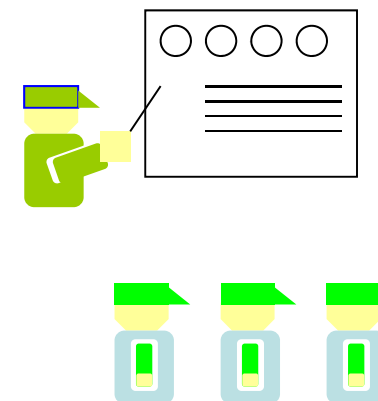
事業場ごとの信書便管理者の選任



信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法



業務に従事する者への教育及び訓練



信書便法令以外の所要の手続

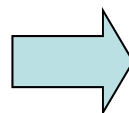
登録免許税の納付

許可の種類	納付税額	納付期限
特定信書便事業	3万円	許可の日から1ヶ月を経過した日まで

貨物運送事業に関する諸手続

(信書便物の送達に自動車等を使用する場合)

- ・一般貨物自動車運送事業
- ・貨物軽自動車運送事業
- ・第一種、第二種貨物利用運送事業



- ・ 運送約款の変更手続
- ・ 料金の届出 等

事業開始後の手続

報告事項

- 営業報告書（法第36条第1項、規則第41条）
 - ・ 経営形態及び資本、役員並びに信書及び信書以外の事業に関する報告。
 - ・ 提出書類：営業概況報告書、貸借対照表、損益計算書
 - ・ 提出期限：毎事業年度の経過後100日以内
- 事業実績報告書（法第36条第1項、規則第41条）
 - ・ 引受信書便物数実績、信書便物の紛失その他の事故の状況及び事業用不動産に関する報告。
 - ・ 提出書類：信書便事業実績報告書
 - ・ 提出期限：毎年7月10日（前年4月1日から当年3月31日までのもの）
- 臨時の報告（規則第42条）
 - ・ 信書の秘密の漏洩、信書便物の亡失等重大な事故又は犯罪が発生した場合等の臨時の報告

その他

事業計画、信書便約款、信書便管理規程等の変更、事業の譲渡し及び譲受け、業務の一部委託、事業の相続、事業の休止及び廃止等の事項については、認可申請や届出の手続きが必要となります。

事後的な監督

事業改善命令、許可の取消等

- 事業計画の遵守命令（法第26条）
許可を受けた事業計画に従わずに業務を行っているとは認められる場合には、許可を受けた事業計画に従い業務を行うよう命ずることができる。
- 事業改善の命令（法第27条第1号、2号）
信書便事業の適正な運営を確保するため必要がある場合には、事業計画や信書便約款、信書便管理規程を変更することや、その他事業の運営を改善するために必要な措置をとることを命ずることができる。
- 許可の取消し等（規則第28条）
信書便法に違反する行為をした等の場合には、その事業の許可を取消し、又は一定の期間その事業の停止を命ずることができる。

報告の徴収・立入検査

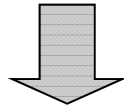
- 立入検査（法第36条第2項）
事業開始後初めての事業実績報告書の提出を行った新規事業者に対して、当該報告書の提出後半年以内に新規事業者検査を実施（全事業者が対象）。

事業許可申請から事業開始まで

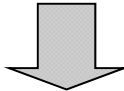
特定信書便事業

1 標準
2 処理
か月 期間

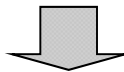
信書便事業の許可申請
信書便約款の認可申請
信書便管理規程の認可申請



審 査



情報通信行政・郵政行政審議会
への諮問・答申



許可・認可

※

「信書便約款の認可申請」及び「信書便管理規程の認可申請」に関しては、「信書便事業の許可」を取得した後に
行うことも可能。

（その際、事業開始までに要する期間は更に1～2ヶ月以上要する。）

FAQ (frequently asked question) ①

1 手続関係(事業開始前)

Q) 申請手続に関しては、どのくらい費用が必要でしょうか。

A) 申請手続に関しては、申請手数料や審査手数料などの費用は必要ありませんが、事業許可を取得した際に、登録免許税として、3万円の納付が必要です。
(注: 一般信書便事業の場合、9万円)

Q) 特定信書便事業の許可申請に当たり、資本金の額等の条件はありますか。

A) 資本金の額等に特段の条件はなく、また、法人、個人の別も問われません。ただし、法律で規定する欠格事由に抵触する場合には、申請を行っても、許可を受けることができません。

2 手続関係(事業開始後)

Q) 特定信書便事業を開始した後に、提供区域や料金を変更する場合、新たに申請をしなければならないのですか。また、その際には、新たに登録免許税が必要になるのでしょうか。

A) 3時間以内の送達の役務を提供している場合には、提供区域の変更又は区間の増加の際、事業計画の変更手続が必要となります。なお、特定信書便役務の場合、料金の設定・変更についての手続は何ら必要ありません。
また、登録免許税(3万円)は、許可を受ける際に納付すれば、以後、新たな納付は必要ありません。

FAQ (frequently asked question) ②

特定信書便役務関係

Q) 特定信書便事業を行う場合、3種類の役務を全て提供しなくてはならないのですか。

A) 3種類の役務を全て提供する必要はありません。提供役務の種類は自由に選択でき、追加・変更することもできます。

Q) 長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超えるもの(1号役務)を取り扱う場合、重量が4kgを超えるという条件も満たす必要がありますか。

A) 必要ありません。取り扱う信書便物が、長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超えるか、又は、重量が4kgを超えることのいずれかに該当すれば結構です。

Q) 3時間サービスの「3時間」とは、どの時点からどの時点までを示すのでしょうか。

A) 「3時間」とは、信書便物が差し出された時から配達されるまでに要する時間が3時間以内であることを意味します。

Q) 料金が1,000円超のサービスの場合、その料金は消費税を除いて1,000円を超えなければならないのですか。

A) 料金は、消費税も含めて、1,001円以上で設定されていけば結構です。